

未利用口座に関する特約規定

- 一定期間以上ご利用されていない預金口座については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和4年1月1日公表)

お客さまからお預かりしているご預金のうち、一定期間以上ご利用されていない口座（以下「未利用口座」といいます。）につきましては、本規定に定める要件にもとづき、「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。

また、未利用口座のうち長期間未利用の口座については、当該口座のお取引を停止、または解約させていただきます。別に定めるご預金等にかかる規定の特約事項として、お客様に合意いただく事項は次のとおりです。

1. (特約条項を適用する規定)

この特約規定は、ご契約いただいた預金等にかかる別に定める次の規定に適用します。

- (1). 当座勘定規定
- (2). 普通預金規定
- (3). 総合口座取引規定
- (4). 通帳レス口座に関する特約規定
- (5). 貯蓄預金規定
- (6). 納税準備預金規定

2. (未利用口座の範囲)

- (1). 最後にお預入れまたは払戻し等による口座残高の異動（以下「お取引」といいます。なお、当該口座にかかる預金利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお取引がない預金口座を未利用口座として取扱います。
- (2). 前項の口座のうち、通帳・印章等の喪失等によりご利用を停止している口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

普通預金口座（総合口座および通帳レス口座を含みます。）および貯蓄預金口座が未利用口座に該当する場合は、第5項各号に該当する場合を除き、次により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

- (1). 当該口座にかかる、お届けのお名前・ご住所宛に通知を発信します。なお、この通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2). 前項の通知を発信した月の翌々月の月末時点においてもお取引がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3). 前項の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引落しできることとし、引落した当該手数料はご返却いたしません。
- (4). 前項の引落し時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部としてご負担いただき、当該口座残高を0円とします。
- (5). 第2項にかかわらず、次に該当する場合は、未利用口座管理手数料のご負担を免除します。

ただし、第4条による取引停止口座の場合は、別に定める「休眠預金等活用法に関する特約規定」による休眠預金等に該当する場合を除き、第1号に該当する場合のみご負担を免除します。

- ①. 未利用口座の預金残高が1万円以上の場合
- ②. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、生命保険、損害保険等のお取引がある場合
- ③. 未利用口座の取引店と同一店舗において、ご融資のお取引がある場合

4. (未利用口座の取引停止)

- (1). 未利用口座のうち、最後のお取引から10年以上お取引がない口座については、当金庫は預金者等に通知することなく、当該口座のお取引を停止（以下「取引停止口座」といいます。）できることとします。
- (2). 取引停止口座は、お預入れ・払戻しのほか振込入金・口座引落しも停止となります。
- (3). 取引停止口座は、預金者等のお申出により解約することができます。

(4). 取引停止口座は、再利用（ご解約以外のお取引）することはできません。ただし、当該預金債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われた場合を除きます。

5. (未利用口座の解約)

(1). 未利用口座が次に該当する場合、当金庫は預金者等に通知することにより、当該口座を解約できることとします。

①. 第3条により未利用口座管理手数料をご負担いただく口座のうち、残高が0円の口座（第3条第4項により0円となった口座を含みます。）。

②. 最後のお取引から5年以上お取引がなく、かつ預金残高が0円の口座。

(2). 預金者等への通知は、お届けのお名前・ご住所宛に発信します。なお、この通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(3). 第1項による口座解約にかかる預金者等によるお手続きは不要です。

(4). 第1項により解約した口座の再利用はできません。

6. (規定の変更)

(1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和5年1月1日現在)